

第11条 海上コンテナ一詰輸入植物検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>海上コンテナ一詰輸入<u>植物等</u>検疫要領</p> <p>（目的及び定義）</p> <p>第1 この要領は植物防疫法（昭和25年5月4日法律第151号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和25年6月30日農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）に基づき実施する検疫のうち、コンテナによって海上輸送される<u>植物等</u>の検疫を斉一、かつ、迅速円滑に実施することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 この要領で「植物等」とは、法第2条第1項に定める植物及び法第6条第1項に基づき規則第5条に定める検疫指定物品をいう。</u></p> <p>4・5 （略）</p> <p>（輸入検査の申請）</p> <p>第3 規則第10条の規定による検査申請書（規則第4号様式）の提出は、輸入予定期日の7日前から、当該港におけるコンテナ一詰<u>植物等</u>の検疫を担当する植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下第13第5項を除いて同じ。）の植物防疫官に対し行うことができるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（輸入業務の委任）</p> <p>第4 植物防疫官は、コンテナ一詰<u>植物等</u>を輸入した者（以下「輸入者」という。）が法第8条第1項の検査（以下「検査」という。）の申請、規則第12条の措置又は法第9条第1項の措置による消毒等の業務を他の者に委任する場合（委任を受けた者を以下「管理者」という。）は、当該業務を委任することを明らかにする書面を提出させるものとする。</p> | <p>海上コンテナ一詰輸入<u>植物</u>検疫要領</p> <p>（目的及び定義）</p> <p>第1 この要領は植物防疫法（昭和25年5月4日法律第151号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和25年6月30日農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）に基づき実施する検疫のうち、コンテナによって海上輸送される<u>植物</u>の検疫を斉一、かつ、迅速円滑に実施することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>3・4</u> （略）</p> <p>（輸入検査の申請）</p> <p>第3 規則第10条の規定による検査申請書（規則第4号様式）の提出は、輸入予定期日の7日前から、当該港におけるコンテナ一詰<u>植物</u>の検疫を担当する植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下第13第5項を除いて同じ。）の植物防疫官に対し行うことができるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（輸入業務の委任）</p> <p>第4 植物防疫官は、コンテナ一詰<u>植物</u>を輸入した者（以下「輸入者」という。）が法第8条第1項の検査（以下「検査」という。）の申請、規則第12条の措置又は法第9条第1項の措置による消毒等の業務を他の者に委任する場合（委任を受けた者を以下「管理者」という。）は、当該業務を委任することを明らかにする書面を提出させるものとする。</p> |

(検査方法及び数量)

第8 検査は、コンテナの内壁及び収容植物等の表面等について行ったのち、規程別表第1に定める数量について必要に応じふり別、切断、掘取り又ははく皮等の方法により行うものとする。

(合格の通知及び証明)

第9 植物防疫官は、検査の結果、当該植物等が規程第2条第1項の要件に該当すると認められる場合は、これを合格とし、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知するとともに法第9条第5項及び規則第19条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。

(消毒・廃棄等の命令)

第10 植物防疫官は、検査の結果、当該植物に検疫有害動植物(検疫指定物品にあつては検疫有害動植物、土又は植物残さ) (以下、「検疫有害動植物等」という。)があると認めるときは、これを不合格として直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、当該植物等を消毒し、又は廃棄すべきことを命じなければならない。

2 植物防疫官は、前項の場合又は禁止品がある場合において、当該植物等をコンテナから搬出して消毒又は廃棄する場合は、必要に応じて搬出後空になったコンテナの消毒を命じなければならない。

3 植物防疫官は、第1項の場合において、輸入者又は管理者にその消毒又は廃棄に先立って、消毒(廃棄)計画書(穀類等にあつては輸入穀類等検疫要綱(昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達)別記様式2、木材にあつては輸入木材検疫要綱(昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達)別記様式1、青果物にあつては輸入青果物検疫要綱(昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達)別記様式1、2又は3、検疫指定物品にあつては検疫指定物品検疫要綱(令和5年3月24日付け4消安第7162号消費・安全局長通達)別記様式2、その他のものにあつては輸入種苗検疫要綱(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達)別記様式1を準用する。)を2部提出させ、その適否について認定するものとする。

4 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対しくん蒸による消毒を命じた場合は、植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱(昭和43年4月22日付け43農政B第699号農政局長通達)を遵守するよう指導するものとする。

なお、植物等を密閉形コンテナ又は非密閉形ベンチレーターコンテナ

(検査方法及び数量)

第8 検査は、コンテナの内壁及び収容植物の表面等について行ったのち、規程別表第1に定める数量について必要に応じふり別、切断、掘取り又ははく皮等の方法により行うものとする。

(合格の通知及び証明)

第9 植物防疫官は、検査の結果、当該植物が規程第2条の各号に該当すると認められた場合は、これを合格とし、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知するとともに法第9条第4項及び規則第19条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。

(消毒・廃棄等の命令)

第10 植物防疫官は、検査の結果、当該植物に検疫有害動植物があると認めるときは、これを不合格として直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項の規定に基づき、当該植物を消毒し、又は廃棄すべきことを命じなければならない。

2 植物防疫官は、前項の場合又は禁止品がある場合において、当該植物をコンテナから搬出して消毒又は廃棄する場合は、必要に応じて搬出後空になったコンテナの消毒を命じなければならない。

3 植物防疫官は、第1項の場合において、輸入者又は管理者にその消毒又は廃棄に先立って、消毒(廃棄)計画書(穀類等にあつては輸入穀類等検疫要綱(昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達)別記様式2、木材にあつては輸入木材検疫要綱(昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達)別記様式1、青果物にあつては輸入青果物検疫要綱(昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達)別記様式1、2又は3、その他のものにあつては輸入種苗検疫要綱(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達)別記様式1を準用する。)を2部提出させ、その適否について認定するものとする。

4 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対しくん蒸による消毒を命じた場合は、植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱(昭和43年4月22日付け43農政B第699号農政局長通達)を遵守するよう指導するものとする。

なお、植物を密閉形コンテナ又は非密閉形ベンチレーターコンテナ

でくん蒸する場合は、くん蒸中は当該コンテナの周囲3メートル以内への立入りを禁止させ、木材をオープントップコンテナ、フラットラックコンテナでくん蒸する場合は、当該コンテナの周囲15メートル以内への立入りを禁止させるよう併せて指導するものとする。

5 (略)

(処分の基準)

第11 第10の第1項の消毒又は廃棄は、規程第3条及び第4条、輸入穀類等検疫要綱、輸入木材検疫要綱、輸入青果物検疫要綱、輸入種苗検疫要綱又は検疫指定物品検疫要綱に定める基準により行うものとする。この場合において、規程第4条第2項の適用については、別表1に掲げた区分により取り扱うものとする。

(消毒を行う場所)

第12 消毒を行う場所は、原則として当該コンテナ詰植物等を検査した場所とする。ただし、輸入者又は管理者から、当該輸入港の港域内及び港頭地域内の他の場所へ移動して消毒したい旨の申出があり、検疫有害動植物等の分散を防止できると認めるときは、植物防疫官は、これを行わせることができる。

2 植物防疫官は、前項の規定にかかわらず、輸入者又は管理者から、前項以外の場所へ輸送して消毒したい旨の申請書(別記様式1号)の提出があった場合において、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、検疫有害動植物等の分散防止等の取締りが可能であると認めるときは、これを行わせることができる。ただし、陸路輸送については、当該コンテナが密閉形コンテナであり、かつ、消毒する場所が規則第6条第1号及び第2号に掲げる港の港頭地域内又は飛行場内にある場合、又は非密閉形コンテナにあっては植物防疫官が認めた場合に限るものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 消毒すべき植物等をコンテナから搬出して消毒する場合は、着地において消毒を行う倉庫等の施設が消毒効果を十分確保し得るものであること。また、空になったコンテナの消毒及び清掃をその場所において実施できる体制にあること。

(5) (略)

3 輸入者又は管理者から当該コンテナ詰植物等を検査した港頭地域から他の港頭地域へ当該植物等を他の輸送機器に積替えた後陸路輸送して消毒

くん蒸する場合は、くん蒸中は当該コンテナの周囲3メートル以内への立入りを禁止させ、木材をオープントップコンテナ、フラットラックコンテナでくん蒸する場合は、当該コンテナの周囲15メートル以内への立入りを禁止させるよう併せて指導するものとする。

5 (略)

(処分の基準)

第11 第10の第1項の消毒又は廃棄は、規程第3条及び第4条、輸入穀類等検疫要綱、輸入木材検疫要綱、輸入青果物検疫要綱又は輸入種苗検疫要綱に定める基準により行うものとする。この場合において、規程第4条第2項の適用については、別表1に掲げた区分により取り扱うものとする。

(消毒を行う場所)

第12 消毒を行う場所は、原則として当該コンテナ詰植物を検査した場所とする。ただし、輸入者又は管理者から、当該輸入港の港域内及び港頭地域内の他の場所へ移動して消毒したい旨の申出があり、検疫有害動植物の分散を防止できると認めるときは、植物防疫官は、これを行わせることができる。

2 植物防疫官は、前項の規定にかかわらず、輸入者又は管理者から、前項以外の場所へ輸送して消毒したい旨の申請書(別記様式1号)の提出があった場合において、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、検疫有害動植物の分散防止等の取締りが可能であると認めるときは、これを行わせることができる。ただし、陸路輸送については、当該コンテナが密閉形コンテナであり、かつ、消毒する場所が規則第6条第1項の港である場合又は、非密閉形コンテナにあっては植物防疫官が認めた場合に限るものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 消毒すべき植物をコンテナから搬出して消毒する場合は、着地において消毒を行う倉庫等の施設が消毒効果を十分確保し得るものであること。また、空になったコンテナの消毒及び清掃をその場所において実施できる体制にあること。

(5) (略)

3 輸入者又は管理者から当該コンテナ詰植物を検査した港頭地域から他の港頭地域へ当該植物を他の輸送機器に積替えた後陸路輸送して消毒した

したい旨の申出があった場合は、「消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領」(昭和 61 年 1 月 30 日付け農蚕第 473 号 農蚕園芸局長通達)の規定によるものとする。

(輸入認可証明書の交付)

第 16 植物防疫官は、輸入者又は管理者から、通関を行うための輸入認可証明書の発給申請があったときは、当該植物等の取締りに支障がない場合限り輸入認可証明書(穀類等にあつては輸入穀類等検査要綱別記様式 4、木材にあつては輸入木材検査要綱別記様式 6、種苗(規則第 14 条に定める種苗で隔離栽培を行うものを除く。)にあつては輸入種苗検査要綱別記様式 6、青果物にあつては輸入青果物検査要綱別記様式 7、検査指定物品にあつては検査指定物品検査要綱別記様式 6、その他の植物にあつては規則第 8 号様式)を交付することができる。

別記様式 1 号

コンテナ詰植物等輸送後消毒申請書

年 月 日

植物防疫所〔支所〕植物防疫官 殿
出張所

住所
氏名

月 日 港入港 丸 積コンテナ詰 は、下記により〔水路〕輸
送したのち消毒したいので申請します。〔陸路〕

| | | 記 | | | |
|---|------------|---------|---------|-----|----|
| 1 | 品名 | コンテナ数 | 数量 | 袋箱台 | kg |
| 2 | 輸送期日 | 年 月 日出発 | 年 月 日到着 | | |
| 3 | 輸送方法及び経路 | | | | |
| 4 | 輸送責任者住所氏名 | | | | |
| 5 | 消毒方法 | | | | |
| 6 | 消毒期日及び場所 | | | | |
| 7 | 消毒実施者 | | | | |
| 8 | コンテナ符号及び番号 | | | | |

い旨の申出があった場合は、「消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領」(昭和 61 年 1 月 30 日付け農蚕第 473 号 農蚕園芸局長通達)の規定によるものとする。

(輸入認可証明書の交付)

第 16 植物防疫官は、輸入者又は管理者から、通関を行うための輸入認可証明書の発給申請があったときは、当該植物の取締りに支障がない場合限り輸入認可証明書(穀類等にあつては輸入穀類等検査要綱別記様式 4、木材にあつては輸入木材検査要綱別記様式 6、種苗(規則第 14 条に定める種苗で隔離栽培を行うものを除く。)にあつては輸入種苗検査要綱別記様式 6、青果物にあつては輸入青果物検査要綱別記様式 7、その他の植物にあつては規則第 8 号様式)を交付することができる。

別記様式 1 号

コンテナ詰植物輸送後消毒申請書

年 月 日

植物防疫所〔支所〕植物防疫官 殿
出張所

住所
氏名

月 日 港入港 丸 積コンテナ詰 は、下記により〔水路〕輸
送したのち消毒したいので申請します。〔陸路〕

| | | 記 | | | |
|---|------------|---------|---------|----|----|
| 1 | 品名 | コンテナ数 | 数量 | 袋箱 | kg |
| 2 | 輸送期日 | 年 月 日出発 | 年 月 日到着 | | |
| 3 | 輸送方法及び経路 | | | | |
| 4 | 輸送責任者住所氏名 | | | | |
| 5 | 消毒方法 | | | | |
| 6 | 消毒期日及び場所 | | | | |
| 7 | 消毒実施者 | | | | |
| 8 | コンテナ符号及び番号 | | | | |

9 封印番号

上記の計画により実施されたい。なお、輸送後の消毒場所を担当する植物防疫所に消毒計画書を提出して、計画の認定を受けること。

年 月 日

植物防疫官 氏 名

別記様式 3 号

くん蒸施設指定通知書

番 号
年 月 日

殿

植物防疫所長

コンテナ詰輸入植物等検疫要領第 13 に定めるくん蒸施設として、貴社から指定申請のあったコンテナは、下記の条件を付して、別記のとおり指定する。

記

1・2 (略)

別記 (略)

9 封印番号

上記の計画により実施されたい。なお、輸送後の消毒場所を担当する植物防疫所に消毒計画書を提出して、計画の認定を受けること。

年 月 日

植物防疫官 氏 名

別記様式 3 号

くん蒸施設指定通知書

番 号
年 月 日

殿

植物防疫所長

コンテナ詰輸入植物検疫要領第 13 に定めるくん蒸施設として、貴社から指定申請のあったコンテナは、下記の条件を付して、別記のとおり指定する。

記

1・2 (略)

別記 (略)